

第83回大阪市大規模小売店舗立地審議会会議要旨

1 日 時 令和4年5月10日(火) 午後2時開会 午後4時35分閉会

2 場 所 大阪市中央公会堂 大会議室

3 出席者

- (1) 委員 向山会長、川口委員、北野委員、佐藤委員、高比良委員、平栗委員、白委員
- (2) 事務局 経済戦略局：吉川商業担当課長

4 議 題

大規模小売店舗立地法に基づく届出案件の審議について

- ① (仮称) イオン東淀川豊新 (東淀川区：新設)
- ② (仮称) ドラッグコスモス南港中店 (住之江区：新設)
- ③ (仮称) 阪急三国店舗計画 (淀川区：新設)
- ④ (仮称) フレスポ阿波座 (西区：新設)

5 議事要旨

- (1) 届出案件に係る届出内容について、事務局より説明を行った。
- (2) 届出案件の審議に際し、審議会委員から意見等があった。

主な意見等は次のとおり

① (仮称) イオン東淀川豊新

- ・ 審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法の趣旨や指針を踏まえられていることから、生活環境保持の見地からの意見は有しない。
- ・ 新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営に努めるよう要望する。
- ・ 当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めるよう要望する。
- ・ 交通安全の確保に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努めるよう要望する。

なお、南側出入口については、交差点の停止線までの距離が短いことから、特に左折出庫時において、周辺道路の交通に影響を及ぼさないよう適切な対応に努めるよう要望する。

② (仮称) ドラッグコスモス南港中店

- ・ 審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法の趣旨や指針を踏まえられていることから、生活環境保持の見地からの意見は

有しない。

- ・ 新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営に努めるよう要望する。
- ・ 当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めるよう要望する。
- ・ 交通安全の確保に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努めるよう要望する。

また、大型車で来店時には、店舗の前面道路に停車することにより周辺の円滑な道路交通を阻害することのないよう、敷地内で適切に対応するよう要望する。

なお、店舗北側出口については、車両通行禁止規制等の変更が実施されるまで供用しないこと。

③ (仮称) 阪急三国店舗計画

- ・ 審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法の趣旨や指針を踏まえていることから、生活環境保持の見地からの意見は有しない。
- ・ 新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営に努めるよう要望する。
- ・ 当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めるよう要望する。
- ・ 交通安全の確保に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努めるよう要望する。

④ (仮称) フレスポ阿波座

- ・ 審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法の趣旨や指針を踏まえていることから、生活環境保持の見地からの意見は有しない。
- ・ 新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営に努めるよう要望する。
- ・ 当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めるよう要望する。
- ・ 交通安全の確保に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努めるよう要望する。
- ・ 騒音についての予測地点の中には、予測結果が評価基準と同値の地点がある。

よって事業の実施にあたっては、周辺の生活環境の悪化防止等に、より一層の配慮を行うことが望ましい。また、深夜営業に関しては、周辺の生活環境の悪化防止等に十分配慮するよう要望する。

6 配布資料

資料1 次第

資料2 配席図

資料3 委員名簿

資料4 「軽微な延刻等」に係る手続きの状況（報告事項）

7 問い合わせ先 大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課

（電話）06-6615-3784

（FAX）06-6614-0190